高教組速報

2018年度
第８号
2019年1月21日
文責　馬場　隆

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882

部活動手当引き下げについての県教委交渉

県教委は 納得できる理由を示せず

高教組は１月 18 日、部活動手当の見直し提案（要件を３時間程度とし、日額を 2700 円に減額）についての県教委交渉を行いました。交渉には執行部 4 人と長く運動部顧問を務めている 3 人の組合員が参加し、県教委は柴田教職員課長他 5 人が対応しました。

県教委は、交渉の冒頭で、国がガイドラインで休日の活動時間を３時間とし、手当の要件と日額を見直す予定になっていることと、本県のガイドラインでも休日は３時間と示していることをあげた上で、これまで国の基準に準じてきたこと、本県のガイドラインとの整合性と本県の厳しい財政状況が見直しの理由と説明しました。

県のガイドラインは見直しの理由にはならない！

これに対して高教組は、次のように反論しました。

①県のガイドラインの３時間には、準備や片付けは入っていない。これまで、手当の要件の従事時間には準備や片付けも入れていたのだから、ガイドラインに従っても従事時間は４時間程度になる。県のガイドラインとの整合性を理由にするのはおかしい。

②国の基準には準備や片付けの扱いが明示されていないのだから、そのまま準じることにはならないはずだ。

こうした追及を受けて県教委は、ガイドラインに従っても従事時間は４時間程度になることを認め、国の基準をストレートに長崎に適用する根拠も示すことはできませんでした。

県教委は顧問の苦労が分かっているのか！

それでも県教委は、教職員の長時間労働是正は喫緊の課題であり、手当の要件も時間短縮の方向性が必要だとした上で、国からは見直した単価分しかお金が来ないので、県の財政状況からも単価引き下げが必要と主張しました。

これに対して高教組の参加者は、これまで顧問の苦労に報いるということで手当を増額してきたはずだ。国が基準を見直したからとして、県は何も努力しないのか。通勤手当も出ない中で休日をつぶして指導していることや、ガイドラインに沿った活動の在り方を構築するために苦心していることをどう考えているのか、などと県教委の姿勢を批判する意見を相次いで述べました。

交渉は今回では終わらず、次の交渉を25日に行うことになっています。引き続き、現場の教職員の皆さんのご意見を高教組にお寄せください。

県教委の部活動手当引き下げ提案に対する意見を書いて、分会長（　　）に渡してください

※高教組のホームページからも意見を投稿できます。「長崎高教組」で検索してアクセスしてください。